

市第131号議案 横浜市住宅宿泊事業の実施に関する条例の制定について

1 条例のねらい

住宅宿泊事業法（以下「法」という。）の立法主旨を踏まえた上で、今後生じるおそれのある「住宅地（低層住居専用地域）における生活環境の悪化」を防止し、都市ブランドを守る必要があるため、法第18条に基づく条例を制定します。

2 条例の内容

(1) 条例の趣旨（第1条）

法第18条の規定に基づき、法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業（以下「住宅宿泊事業」という。）の実施を制限する区域及び期間を定めるものとする。

(2) 住宅宿泊事業の実施を制限する区域（第2条）

ア 法第18条の規定により条例で定める住宅宿泊事業の実施を制限する区域は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域とする。

イ 住宅宿泊事業を営もうとする法第2条第1項に規定する住宅の敷地（建築基準法施行令第1条第1号に規定する敷地をいう。）が、低層住居専用地域の内外にわたる場合については、当該敷地の2分の1以上が低層住居専用地域に属するときは、当該敷地の全部について前項の規定を適用する。

(3) 住宅宿泊事業法の実施を制限する期間（第3条）

法第18条の規定により条例で定める住宅宿泊事業の実施を制限する期間は、月曜日の正午から金曜日の正午までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及びその前日、1月2日並びに同月3日の正午からこれらの日の翌日の正午までについては、この限りでない。

(4) 施行日

平成30年6月15日

3 「(仮称)横浜市住宅宿泊事業に関する条例」の骨子に対するパブリックコメント (市民意見募集)の実施結果

(1) 募集期間

平成29年11月20日(月)から12月26日(火)まで

(2) 提出された意見件数

95件(意見提出者数:35人)

(3) 意見の分類及び件数

	意見の分類	件数	主な意見の内容
1	市条例全般	17件	市条例の制定に対する考え方
2	事業実施区域及び期間の制限緩和	11件	低層住居専用地域での事業実施を制限する必要はない 低層住居専用地域での平日営業を規制する必要はない
3	事業実施区域及び期間の制限強化	12件	低層住居専用地域に限らず事業実施の制限をするべき 低層住居専用地域での事業実施を全面禁止にするべき
4	罰則規定	2件	法・条例違反者へ罰則規定を設けるべき
5	建築協定区域	11件	建築協定区域内での事業実施を制限するべき
6	生活環境の悪化 (ゴミ・騒音等)	9件	ゴミや騒音等生活環境悪化への懸念等
7	集合住宅での事業実施	6件	集合住宅(分譲マンション)での実施の制限等
8	家主在・不在型	2件	家主在・不在型での制限を区別するべき
9	ホームステイ	9件	ホームステイ型民泊の制限をしないでほしい
10	事業者等の届出	4件	事業者又は管理業者の届出等
11	その他	12件	期間の明文化、標識設置、個人情報取扱い等
	合計	95件	

(4) 意見に対する考え方

事業実施に関し、制限の緩和、強化の両面から御意見をいただきました。それらを踏まえ、「観光振興」と「生活環境の保護」の両立を目的とした条例案としました。その他、運用の厳格化等に関する御意見については、制度運用の参考とします。